

国連子どもの権利委員会第 80 会期 日本の審査

2019 年 1 月 16 日 スケルトン委員の発言

まず、今日こんなに遅くなってしまいました。代表団を歓迎することから始めさせて下さい。そして、幼児に関して、教育に関して、政府の早期幼児教育へのかかわりについて改めていただきたいことに関し発言させて下さい。あなたが[日本政府]は、求釈明書に対する回答において、2018 年までにさらに 535,000 の場所を供与したいという望みを述べました。それはうまく達成できましたか？ それとも、これより早く達成できましたか？ 政府は、その報告書において、教育の問題について、きわめて競争的な教育環境について委員会は締約国[日本]を非難しようとしている、と述べ、脱落者や自殺についていうなら、それについて我々[委員会]が客観的な根拠を持っていないといたしました。そこで、異なった方法で質問することにします。政府はみずから、どのような調査研究をしたのでしょうか。あなた方は、その教育システムが子どもたちに否定的な影響を及ぼさないとして、完全に満足しているのでしょうか。そして、高い目標を達成できていない子供たちについてさえ、あなた方の教育システムとあなた方の教育へのアプローチが全く否定的影響を及ぼしていないと満足していますか？

別の問題に、委員会がこの前尋ねた、余暇時間のことがあります。委員会が余暇活動の時間をいっそう構造に取り入れるよう勧告して以来、あなた方が何か変えたというのか教えていただけませんか？

2013 年に、経済的、社会的、文化的権利委員会は、日本に対し、高校授業料無償化計画を朝鮮学校に通う子供たちに拡大することを保障して、教育における差別に対処するよう求めました。この委員会の勧告に対処するため、なんらかの対応がとられましたか。

移民問題に移ります。2013 年にあなたがたは、拷問禁止委員会によって、[保護者に]同伴されていない子どもたちを、過密であることが多く、通訳を雇う財

源もない児童相談所に拘束している問題について対応するよう求められています。あなたがたは、2013 年以來、それらの問題について何か対処できましたか？

さて、少年司法の運営に移ります。私たちは、少年法第 3 条について、それが虞犯少年を扱っていることを心配しています。これは、私たちが憂慮している子どもたちの集団です。なぜかという、私たちの理解するところ、この子どもたちは、たとえ特定の罪で有罪と宣告されなくても、家庭裁判所に送られ、拘禁を伴わない処置、ないしは少年院送致がなされることがあるからです。このことについて確認していただけますか？ 当委員会がこれに関心を抱いているのは、このことが、実質上、自由が許されないように剥奪されるか、あるいは剥奪につながることにになりかねないからです。もしそうなれば、家族は、どのような過程で対応できるというのでしょうか。子どもが、この第 3 条がいう部類にあてはまると、どれほど長い間少年院に拘留されるのでしょうか。

子供たちに法的な代理人を付けることは、あなた方の[政府]報告書のなかで関心を呼ぶことがらです。あなた方は、子どもたちが物理的に拘束される場合に代理人がつけられると述べています。これは、自由が奪われる場合という意味ですか。法的代理人を付ける義務がある犯罪、つまり常に代理が必要とされる犯罪の部類を見ましたが、するとこれは、少年法廷に出頭するすべての子どもたちに法的代理人がつくわけではないと理解されます。もし子どもたちに代理人がつくとしても、この代理人は、尋問に出席するのでしょうか。なぜなら、私たちは、[日本では]罪を犯したとされる子どもたちがする自白に大きく偏重していると分かっているからです。それゆえ、[尋問]の段階で法的代理人を付けることは、非常に重要なのです。

私たちは、あなた方が委員会にこの間の報告書を提出する前から、あなた方が[刑事]責任年齢を、以前の 16 歳から 14 歳に引き下げたこと、あなた方がそれをしたのは、14 歳、15 歳の人たちが犯した罪について憂慮しているからだということを知っています。あなた方がそうしたのは、今から 20 年になろうとする前でしたね。あなた方は、少年犯罪にかかわる統計をなにか集計してきましたか？ というのも、世界のいたる所で、[年齢が]下がる傾向があるからです。そうであるなら、あなた方は、以前のところまで犯罪責任年齢を元のところまで戻すことを考慮してはいないでしょうね？

あなた方は、20 歳という、普通ではない少年司法の最高齢を規定しています。

これは、青春期の脳が10代を越えて発達し続ける過程にあることを示す発達心理学と脳科学によって提供される新しい了解と一致していますから、私たちはこれを称賛いたします。しかしながら、死刑となると、あなた方の制度は18歳で止まってしまうのです。なぜなのでしょう？そして最近、18歳と19歳という子どもたち、いや若者が、死刑判決を受けたことが私たちの気になっています。これは、少年司法へのあなた方の全体的なアプローチと矛盾している、とあなた方は考えませんか？終身刑の問題に関しては、ヨーロッパのいくつかの場所では最小限務めなければならない刑期を10年としています。[報告書の]附属資料では、釈放の可能性が生まれるまでに7年の刑期を務めなければならないとしています。この相違を説明していただけませんか？

少年院について。私たちは、これに関連してあなた方が2015年に新しい法律を通したことに留意しています。そして、附属資料においてあなた方から法令のアウトラインを提供くださり、ありがとうございます。私は、あなた方の新しい法律について、2つの質問があります。少年鑑別所と少年院との違いは何ですか？これらの施設に子どもたちを拘留できる最大の期間はどれだけですか？第二に、私たちは今、子どもたちが1ヶ月に2回親に会うことが許されていることに留意しています。これは、月に1回に過ぎなかった以前の状況に比べると改善ですが、何回会うことができるかという決定は、依然として施設長によって管理されており、そして子どもの行状に関連づけられています。家族と[子どもと]の交流の基本原理は、それを行状の管理と結びつけてはならない、ということです。そこで、この点についてのあなた方の政策を説明していただけませんか。不定期刑が現実においてどのように機能するか、もっとご説明いただけませんか？私たちには、これが何を意味するか明確ではありません。それは、やはり子どもたちが収容されているあいだの行状に依存しているのですか？

マダム[議長]、まだ私には数分時間が残っていると思います。私は最後の問題領域に進みます。それは、性犯罪についてです。私たちは、政府代表団長が言及したように、日本が強姦の定義についてジェンダーから中立に刑法を改正し、子どもはこの問題を裁判所の審理に付すため告訴する必要がなくなったことについて、日本を祝福します。私たちは、性犯罪の時効について知りたく思います。これは、日本が前回ここにきたとき委員会が尋ねた点でした。これは、通常の時効より相当に遅れて告発ないしは提訴することができるという事実についてです。あなた方は、その法律の当該部分を改正することを検討しましたか。そして何を改正するよう検討しましたか。そして最後に、青春期の性犯罪者がその

行動様式を変えることを支援する何か特別なプログラムがありますか？

以上が私の質問です、議長。

(和訳： 兇相被害を撲滅する会)